

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

告示

家畜改良増殖法（昭和

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条及び第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与え、及び家畜人工授精所の開設を許可

鳥取県知事 石破二朗

## 家畜人工授精師免許の部

免許証番号  
家業精家  
畜務師蓄人  
のをとし工  
類うて授  
住 所 氏 名

◆正誤 昭和三十五年三月十八日付け鳥取県告示第百五号中訂正  
◆広告 鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の

申込用

五  
號  
中

訂正

五一〇

牛

11

11

卷六

輝夫

五九

四

六

六  
都  
志

七  
校

清

- 1 -

三

第五〇七号	牛	鳥取市滝山六〇二	谷口	和幸
五〇八	"	倉吉市不入岡二九	高橋	弘毅

（この件は、鳥取県知事の認定による。）

林務課、大山町役場及び岸本町役場に備え、昭和三十五年三月二十五日から昭和三十五年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十一条の規定により告示する。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 西伯郡岸本町大字丸山字山王（次の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

指定の目的 水源かん養

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 認定（大阪管領局長の上申による。）

二 西伯郡大山町大字大山字大山（次の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

解除の理由、指定理由の消滅（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課、岸本町役場及び大山町役場に備え、昭和三十五年三月二十五日から昭和三十五年四月二十五日まで、一般の紙覽に供する。）

許可番号	家畜人工授精所の名称	住 所	氏 名	家畜人工授精所開設許可の部
第一四九号	西村家畜人工授精所	東伯郡北条町大字江北五七七	西村昌晴	見五六
第一四九号	西村家畜人工授精所	日南町上石塩見	長谷川清久	七六一ノ二六
第一四九号	西村家畜人工授精所	上野	高見 修	五一三
第一四九号	西村家畜人工授精所	添谷	春男	五一二
第一四九号	西村家畜人工授精所	日野郡溝口町	原一三四三	五一一

鳥取県知事 石破二朗

取県告示第百三十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたか  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十  
の規定により告示する。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

西伯郡大山町大山字大平奥及び同町豊房字草谷（次  
の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

指定の目的 水源かん養林

施業要件 小面積の皆成

申請者認定（大阪営林局長の上申による。）

西伯郡岸本町丸山字山王及び同町丸山字楨ヶ原（次  
の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

指定の目的 土砂流出防備林

施業要件 単木伐採

申請者認定（大阪営林局長の上申による。）

鳥取県知事 石破二朗

取県告示第百三十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたか  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十  
の規定により告示する。

昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

西伯郡大山町大山字大平奥及び同町豊房字草谷（次  
の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

指定の目的 水源かん養林

施業要件 小面積の皆成

申請者認定（大阪営林局長の上申による。）

西伯郡岸本町丸山字山王及び同町丸山字楨ヶ原（次  
の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

指定の目的 土砂流出防備林

施業要件 単木伐採

申請者認定（大阪営林局長の上申による。）

申請者認定(大阪営林局長の上申による。)

二 鳥取市上町字旧城山(次の図に示す部分に限る。)

所有の森林(国有林)

指定の目的 土砂流出防備

解除の理由 マイクロウェーブの電波障害地

申請者認定(大阪営林局長の上申による。)

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務

課及び鳥取市役所に備え、昭和三十五年三月二十五日か

ら昭和三十五年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十五号  
昭和三十五年三月十八日鳥取都市計画事業駅前第二土地区画整理施行者鳥取市から申請のあつた鳥取都市計画事業駅前第二土地区画整理施行規程の変更は、昭和三十一年三月十八日付け鳥取都市計画事業立川地区画整理施行規程の変更は、昭和三十五年三月二十五日認可した。

昭和三十五年三月二十五日 認可した。

鳥取県知事 石破二朗

正誤

昭和三十五年三月十八日付け鳥取県告示第百五号中次  
の箇所について誤りがあつたので訂正する。

正誤

正誤

正誤

鳥取県告示第百三十四号  
昭和三十五年三月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十五年三月十八日鳥取都市計画事業立川地区  
画整理施行者鳥取市から申請のあつた鳥取都市計画事業  
立川地区画整理施行規程の変更は、昭和三十五年三月  
二十五日認可した。